

19川監公第21号
平成19年12月25日

川崎市職員措置請求に係る措置結果通知について（公表）

川崎市職員措置請求に係る勧告（平成19年11月27日付け19川監第551号）について、別紙のとおり川崎市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づく通知がありましたので、同項の規定に基づき公表します。

川崎市監査委員 鹿川 隆
同 奥宮 京子

[別紙]

19 川総行革第 198 号
平成 19 年 12 月 21 日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様
同 奥宮 京子 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき、平成 19 年 11 月 27 日付け 19 川監第 551 号で通知のありました勧告について、川崎市議会の対象 4 会派から政務調査費収支報告書の修正がなされるとともに、別添のとおり自主的に返納されましたので、同法第 242 条第 9 項の規定に基づき通知いたします。

平成19年12月21日

総務局長 様

議会事務局長

政務調査費の自主返還について（報告）

住民監査請求に基づく、平成19年11月27日付けの川崎市監査委員の政務調査費返還勧告に対し、川崎市議会の対象4会派におきましては、収支報告書の訂正を行い、下記のとおり自主返還を行いましたのでご報告いたします。

会派名	返 還 金 額
自民党	63,652,669円 (監査委員返還勧告の平成17年、18年度分)
民主党	28,890,658円 (監査委員返還勧告の平成17年、18年度分)
公明党	23,344,418円 (監査委員返還勧告の平成17年、18年度分)
共産党	8,756,265円 (個別外部監査結果による平成15、16年度を含む平成15～18年度分)

担当：総務調整担当

内線 (53103)